

平成27年7月1日から

「障害者総合支援法」の対象となる 疾病を332に拡大します

平成27年7月1日から「障害福祉サービス等^{※1}」の対象となる疾病が、151から332へ拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳^{※2}をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象となる方

対象疾病に該当する方（次ページ参照）



手続き

- ◆対象疾病に罹患^りしていることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。
(訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません)
- ◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

石川県健康福祉部障害保健福祉課
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
電話 076-225-1428 FAX 076-225-1429
E-mail shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp